

令和 7年 4月

お客さま各位

湘南信用金庫

「当座勘定規定」の一部改定について

平素より、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

当金庫では、「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取組みの一環として、当座預金からの払戻しについて、現行の小切手の振出のほか払戻請求書による取扱を開始いたします（但し、取引は口座開設店に限ります）。

払戻請求書による当座預金からの払戻の取扱開始に伴い、下記の通り当座勘定規定を一部改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定日前よりお取引をいただいているお客さまにも適用させていただきますので、予めご了承ください。

記

1. 改定日

令和 7年 5月 7日（水）

2. 改定する規定

当座勘定規定

3. 改定内容

詳細は、別紙「新旧対照表」をご参照ください。

以 上

当座勘定規定の以下の条項を改訂いたします。

改 定 後 (新)	改 定 前 (旧)
<p>第 7 条 (手形、小切手の支払等)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u></p> <p><u>① 届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u></p> <p><u>② 小切手を使用する方法。</u></p> <p>(4) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当座勘定入金帳とともに口座開設店またはその他金庫が特に認める店舗に提出してください。</u></p> <p><u>また、払戻しに際して、正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p> <p>第 8 条 (手形、小切手用紙等) (省略)</p> <p>第 12 条</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>第 15 条 (届出事項の変更)</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p><u>(4) 当金庫は、法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって取引店に届出てください。</u></p> <p>第 16 条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されたものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) ~ (3) (省略)</p>	<p>第 7 条 (手形、小切手の支払)</p> <p>(1) ~ (2) (同左)</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手を使用してください。</u></p> <p>第 8 条 (手形、小切手用紙) (同左)</p> <p>第 12 条</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>第 15 条 (届出事項の変更)</p> <p>(1) ~ (3) (同左)</p> <p>第 16 条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されたものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) ~ (3) (同左)</p>